

第7章 その他の市の環境配慮の取組実績

1 地球温暖化対策

(1) 計画策定の背景と国における目標

○京都議定書の採択

気候変動枠組条約に基づき、平成9年に京都で開催された第3回締約国会議（COP3）において、二酸化炭素（CO₂）に代表される6種類の温室効果ガスの排出削減について法的拘束力のある数値目標などを定めた「京都議定書」が採択されました。京都議定書は、先進国に対して、第一約束期間（平成20年～平成24年）における温室効果ガスの排出削減目標が定められ、我が国は、温室効果ガスの排出量を基準年（平成2年）比で6%削減することが義務付けられました。

京都議定書は、先進国のみを削減義務の対象としていることや、後に、当時最大の排出国であった米国が脱退するなどの課題があったものの、歴史上初めて、温室効果ガス排出削減の国際的数値目標を定めたことになり、国際社会が協力して温暖化対策に取り組む重要な一歩となりました。

○パリ協定の採択

平成27年にパリで開催されたCOP21では、令和2年以降の温暖化対策の国際的枠組みを示す「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、世界の190以上の国・地域が参加しており、世界共通の長期目標として、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること、そして、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目標としています。

○近年の国際的な動向

令和5年にドバイで開催されたCOP28では、パリ協定で掲げられた目標達成に向けて、世界全体の進捗状況を評価する仕組みであるグローバル・ストックテイクについて、初めての成果文書が採択されました。この成果文書では、化石燃料からの脱却を図り、2030年までに再生可能エネルギー容量を3倍にし、省エネ改善率を2倍にすることが盛り込まれました。各国は、この成果文書を参照して、令和7年までに次期目標（令和17年目標）を立てることになります。

○国における目標

我が国では、令和2年10月、当時の菅内閣総理大臣の所信表明演説において「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

この宣言により、令和3年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下、「地球温暖化対策推進法」という。）を改正し、2050年までのカーボンニュートラルの実現を基本理念として法に位置付けるとともに、地球温暖化対策計画を改定し、「2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく。」と目標を定めました。

(2) 地方公共団体（市）の責務

地球温暖化対策推進法第4条は、地方公共団体は、その区域の温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものと定めています。

また、同法第21条において、市の実施する事務事業による温室効果ガス排出削減等のための措置に関する計画の策定・公表等を義務付けています。

(3) 国分寺市ゼロカーボン行動計画 ～オール国分寺で取り組む脱炭素社会～

本市では、深刻化する地球温暖化を背景に、令和4年2月に「令和4年度施政方針」において、2050年までに本市の温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」として、脱炭素社会を目指すことを表明しました。この実現に向けた取組の方向性を示すため、令和6年3月に、市内全域を対象とする温室効果ガス排出削減に向けた計画である「国分寺市ゼロカーボン行動計画～オール国分寺で取り組む脱炭素社会～」を策定しました。

○計画の基本的事項

計画の対象	・国分寺市全域 ・地球温暖化対策推進法が対象とする7種類のガス
計画の期間	2024年度～2030年度 (令和6年度～令和12年度)
計画の実施主体	市民・事業者・市

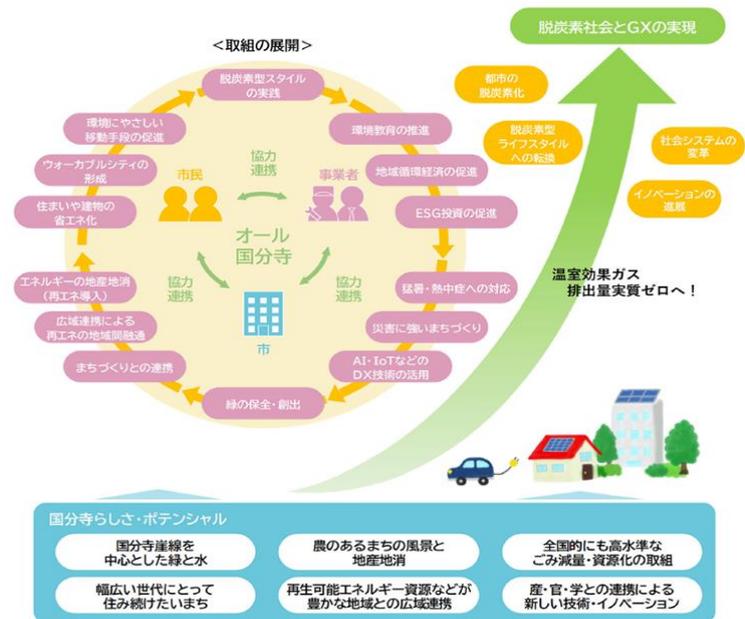
○計画の基本理念

基本理念1

**オール国分寺で
実現する**

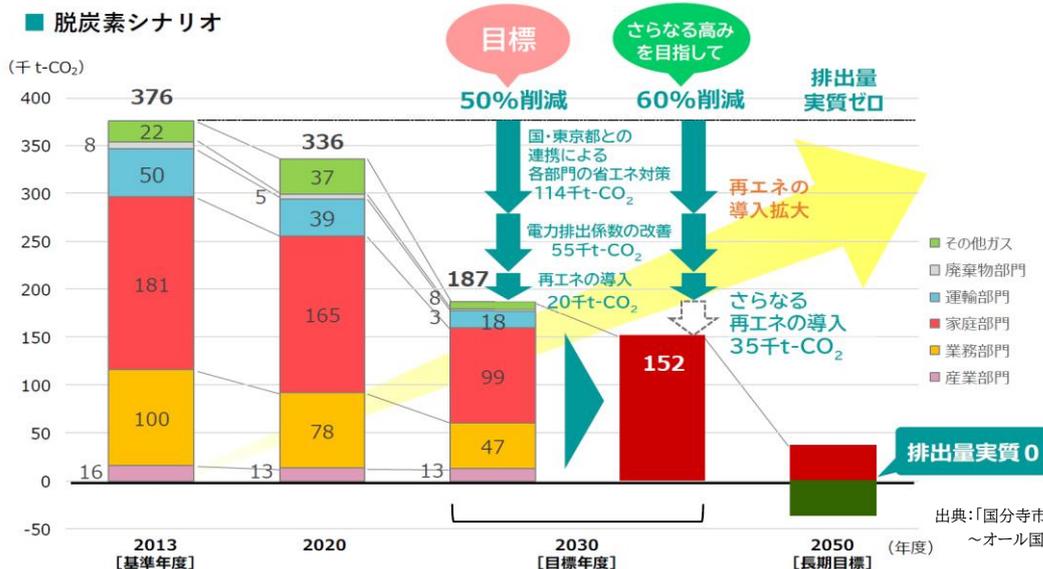
基本理念2

**国分寺らしさ・
国分寺のポテンシャル
(可能性・発展性)をいかす**



○計画の目標

- 長期目標** 2050年までに市域の**温室効果ガス排出量を実質ゼロ**にします。
(令和32年)
- 中期目標** 2030年度において、2013年度比で温室効果ガス排出量を**50%削減**します。
(令和12年度) (平成25年度)
また、さらなる高みを目指し、**60%削減**に向けて、意欲的に取組を進めます。



出典:「国分寺市ゼロカーボン行動計画
～オール国分寺で取り組む脱炭素社会～
概要版」

(4) 国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）

地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年3月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、市の実施する事務事業による温室効果ガスを中心に、継続して削減に取り組んできました。

令和元年度から令和5年度を計画期間とする第四次計画においては、基準年度である平成25年度の基準排出量（6,947 t-CO₂）に対し、令和12年度までに40%削減、中間目標として、計画期間最終年度である令和5年度までに16.7%削減することを目標に掲げています。

また、「第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」の計画期間の満了に伴い、令和6年3月に次期計画である「国分寺市役所ゼロカーボン行動計画（第五次国分寺市地球温暖化防止行動計画（市役所版）」を策定しました。

表7-1 計画概要の推移

	計画期間	基準年度	目標設定とその達成状況
第一次計画	平成18 ～23年度	平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ■目標 平成16年度総排出量（20,439.2 t-CO₂）に対し、平成23年度までに6%（1,226.4 t-CO₂）削減 ■達成状況 平成23年度総排出量13,157 t-CO₂・35.6%削減 【目標達成】
第二次計画	平成24 ・25年度	平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> ■目標 平成22年度総排出量（15,279.2 t-CO₂）に対し、年度ごとに1%ずつ削減をし、平成25年度までに合計2%（305.6 t-CO₂）削減 ■達成状況 平成24年度総排出量14,445 t-CO₂・5.5%の削減 平成25年度総排出量15,254 t-CO₂・0.2%の削減 2か年の合計5.7%削減【目標達成】
第三次計画	平成26 ～30年度	平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ■目標 基準排出量（平成24年度・10,443 t-CO₂）に対し、平成30年度までに15%（1,566 t-CO₂）以上削減 ■達成状況 平成30年度総排出量11,484 t-CO₂・10.0%増加
第四次計画	令和元（平成31） ～5年度	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ■目標 基準排出量（平成25年度・6,947 t-CO₂）に対し、令和5年度までに16.7%（1,160 t-CO₂）の削減 ■達成状況 令和4年度総排出量6,605 t-CO₂・4.9%削減
第五次計画 （国分寺市役所ゼロ カーボン行動計画）	令和6 ～12年度	平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ■目標 基準排出量（平成25年度・7,635 t-CO₂*）に対し、令和12年度において、60%（4,581 t-CO₂）削減

*第五次計画における基準排出量は、公園灯等を対象に加え再算定しています。

〇市の事務事業における令和4年度温室効果ガス総排出量

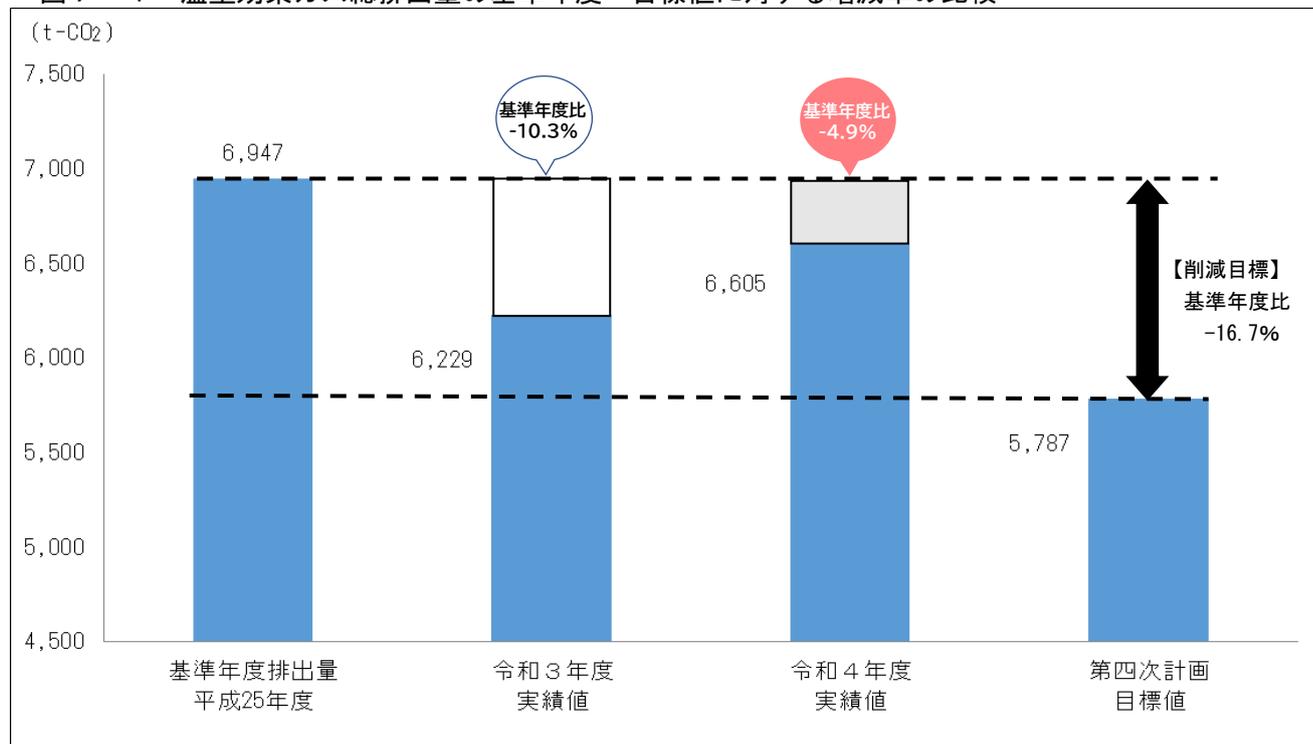
令和5年度に令和4年度の温室効果ガスの排出量を集計した結果、基礎排出量*¹は約 6,596 t-CO₂、調整後排出量*²は約 6,605 t-CO₂となりました。基準排出量 (6,947 t-CO₂) に対しては、基礎排出量においては 5.1% (約 351 t-CO₂)、調整後排出量は 4.9% (約 342 t-CO₂) の削減となりました。令和3年度 (前年度) 比では、総排出量 (調整後排出量) である 6,229 t-CO₂ に対して、6.0% (約 376 t-CO₂) の増加となっています。

数値の変動の主な要因としては、これまで新型コロナウイルス感染症対策として制限していた公共施設の貸出について、令和4年度から夜間利用の使用が再開されたことにより通常の運営が行われました。これにより、令和3年度と比較して稼働時間が増加し、温室効果ガス排出量が増加しました。

また、公共施設各施設で契約している電気事業者の電力の排出係数が、令和3年度と比較して増加したことも、温室効果ガス排出量の増加につながっています。

第四次計画の削減目標値を達成するためには、さらに 818 t-CO₂ の削減が必要です。今後の社会状況に鑑み、引き続き、省エネルギー化の推進等によるエネルギー使用量の削減や電力の排出係数を重視した電力会社との契約等を推進し、温室効果ガス排出量を削減していく必要があります。

図7-1 温室効果ガス総排出量の基準年度・目標値に対する増減率の比較



- * 1 基礎排出量 : 基礎排出係数 (電気事業者がそれぞれ供給 (小売り) した電気の発電に伴う燃料の燃焼により排出されたCO₂の量を、当該電気事業者が供給 (小売り) した電力量で除して算出した係数) を使用して算出した排出量のこと。
- * 2 調整後排出量 : 調整後排出係数 (電気事業者の実CO₂排出量に、固定価格買取制度による買取費用の負担に応じた調整分や、京都メカニズムクレジット等の控除分を反映し、当該電気事業者が供給 (小売り) した電力量で除して算出した係数) を使用して算出した排出量のこと。本資料においては、数値の混同を避けることや、再生可能エネルギー電力の調達といった取組を反映するため、調整後排出量を市の総排出量としている。

2 グリーン購入基本方針及びガイドライン

グリーン購入とは、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することです。

市では、平成 18 年度にグリーン購入基本方針及びガイドラインを策定し、平成 19 年度からグリーン購入の本格的な取組を進めています。令和 5 年度は 14 分野 91 品目について取組を行いました。分野別の取組結果は、表 7-2 のとおりです。

また、令和 5 年度においては、国分寺市グリーン購入基本方針の改正を行い、調達できない理由として、価格という表現を除くことで、より優先的に環境物品等の購入を推進しています。

表 7-2 令和 5 年度グリーン購入調達実績（分野別取組結果）

年度・分類 特定調達品目分野	購入実績に伴う調達率 (※1)		やむを得ない理由によるものを除いた調達率 (※2)	調達できなかった主な理由
	R 4 (参考)	R 5	R 5	
用紙類	99.7%	99.5%	100.0%	必要な規格を満たす製品が適合品ではなかった
文具・事務用品	96.8%	97.1%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
事務用機器類	91.8%	85.3%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
OA機器	99.1%	99.9%	100.0%	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかった
照明	95.9%	93.2%	100.0%	現在使用している機器に対応した製品が適合品ではなかった
保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	—
自動車	—	—	—	(購入実績なし)
衣料品等	100.0%	100.0%	100.0%	—
作業手袋	91.8%	73.0%	100.0%	急遽必要となり、期日までに納品できる製品が適合品ではなかった
繊維製品等	92.7%	100.0%	100.0%	—
災害備蓄用品	100.0%	100.0%	100.0%	—
衛生用品	99.8%	100.0%	100.0%	—
印刷物	99.5%	99.8%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
ごみ袋等	96.7%	89.3%	100.0%	必要な性能を有する製品が適合品ではなかった
平均	95.1%	95.6%	100.0%	

※1 総調達量の内、環境物品の調達量の占める割合

※2 品質等の差により、やむを得ず非適合品を購入したものを除いた調達量の割合